

東京都ソーシャルボンド・フレームワーク

令和3年12月

東京都

東京都ソーシャルボンド・フレームワーク

1 東京ソーシャルボンドの発行について

持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成されるSDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）が2015年9月に国連サミットで採択され、その達成に向けては、国レベルだけでなく、自治体レベルでの取組も期待されている。

都は2021年3月に、2040年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現のために2030年に向けて取り組むべき「戦略」、戦略実行のための「推進プロジェクト」を示した『「未来の東京」戦略』（以下「未来戦略」という。）を策定した。未来戦略では、今後の政策の方向性として、「東京の発展の原動力である『人』を中心に据えた、『成長』と『成熟』が両立する持続可能な社会の実現」を掲げており、これはSDGsの「誰一人取り残さない」包摂的な社会を創るという理念と軌を一にするものである。こうした考えの下、都は、人に寄り添い多様性や包摂性に富んだ、人が輝く東京を実現していくことを政策の基軸としている。

また、都は、新型コロナウイルス感染症の脅威など大きな危機を克服し、強靱で持続可能な都市を創り上げる「サステナブル・リカバリー」を果たすための取組を力強く推し進めるとともに、東京版ESGファンドの創設や東京金融賞の実施、東京グリーンボンドの発行など、サステナブルファイナンスを通じた社会的課題解決の貢献に積極的に取り組んでいる。

都は、こうした人が輝く東京やサステナブル・リカバリーを実現する過程で、社会的に支援を必要とする都民や事業者を支えていくとともに、国内におけるESG投資を更に促進していくため、東京ソーシャルボンドを発行する。

なお、東京ソーシャルボンドは、国際資本市場協会（International Capital Market Association）が公表するソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）に適合した債券として発行する。

2 東京都ソーシャルボンド・フレームワークについて

都は、東京ソーシャルボンド発行に当たり、ソーシャルボンド原則に基づき、調達資金の使途、対象事業の評価・選定プロセス、調達資金の管理及びレポーティングの各要素により構成される、「東京都ソーシャルボンド・フレームワーク」を以下のとおり定める。

(1) 調達資金の使途

東京ソーシャルボンドによる調達資金は、次の三要件を満たす事業に充当する。

- ① 社会的に支援が必要な人々を対象とする事業であること¹
- ② 明確な社会的便益（新たな便益の発生又は既存の便益の維持）が見込まれ、その効果を定量的に把握できる事業であること
- ③ 地方財政法第5条各号その他の法令の規定により地方債を財源とすることができる事業であること

この三要件を満たし、具体的に想定する充当事業について、事業区分ごとに対応する社会的課題と効果の測定指標を例示すると次のとおり。

事業区分	充当事業	対応する社会的課題	効果の測定指標
公共施設・インフラの防災対策	無電柱化の推進	都市防災機能の強化・安全で快適な歩行空間の確保（良好な都市景観の創出）	整備延長
	安全対策促進事業費補助（私立学校の耐震化）	災害時における児童・生徒等の安全の確保	整備棟数
	ホームドアの設置	利用者の安全・安心の確保	ホームドアの整備箇所数（整備率）
	リスタート機能付エレベーター整備	利用者の安全・安心の確保（震災時等におけるエレベーター内への閉じ込めリスクの軽減）	整備駅数、設置台数、整備率
公共施設・インフラの老朽化対策	橋梁の長寿命化事業	持続可能なインフラの維持管理、都民の安全・安心の確保	長寿命化事業累計着手数
	給水所の新設、拡充及び更新	給水所の配水池容量の偏在や安定給水の確保	安定給水確保率 給水所の整備工事箇所数
産業の振興と雇用の維持・創出	雇用・就業促進施設等の整備	都民の雇用・就業に対する支援	施設利用者数
	産業交流拠点の整備	東京都における産業の振興	催事の開催内容
一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすための教育環境の整備	都立学校整備	誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育の実現	学校定員数
	特別支援学校整備	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みの支援	学校定員数

¹ ソーシャルボンド原則では、ソーシャルプロジェクトが対象とする人々の例として、障害者や十分な教育を受けていない人々、失業者、自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループなどが挙げられている

介護サービス基盤の整備	介護老人保健施設の整備補助	介護を必要とする高齢者の在宅生活への復帰	補助施設数
児童福祉施設等の整備	児童福祉施設整備	自立支援を必要とする児童への対応	施設定員数
	児童養護施設整備補助	環境上養護を必要とする児童に対する生活環境確保や自立支援	補助施設数
住宅セーフティネットの強化	公営住宅建設事業	自力では最低居住水準の住宅を確保できない真に住宅に困窮する低額所得者向けの公営住宅等の老朽化に伴う建替え	建替戸数
公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化	乗換駅等でのエレベーター整備、バリアフリールートの複数化	誰もが安心して快適に移動できる環境の整備	整備駅数、設置台数

(2) 対象事業の評価・選定プロセス

当該年度に発行する東京ソーシャルボンドによる調達資金の充当対象事業については、その発行前までに、財務局と事業所管局とで調整の上、「(1) 調達資金の使途」に挙げた三要件に該当する事業の中から選定する。なお、この過程で、対象事業が環境面又は社会面で重大な負の影響を直接的に生じさせることが判明した場合は、当該事業については対象から除外する。

また、地方公共団体は、地方財政法等の法律で定める場合に、予算の定めるところにより地方債を起すことができ²、予算については年度開始前に議会の議決を経る必要があると規定されている³。東京ソーシャルボンドを含む都債は、これらの手続を経て発行されるほか、予算編成等の過程において、対象事業の実現性や効果の持続性についても検証される。これらにより、対象事業の評価・選定プロセスに関してガバナンス面からも適正性を確保する。

(3) 調達資金の管理

地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てる必要がある⁴。このため、東京ソーシャルボンドによる調達資金は、原則として当該年度中の対象事業に充当される。東京ソーシャルボンドによる調達資金の充当予定事業や充当予定額については、財務局が事業所管局に執行状況等を確認した上で決定し、発行前に別紙様式 1 により公表する。

² 地方自治法第 230 条

³ 地方自治法第 211 条

⁴ 地方自治法第 208 条

また、東京ソーシャルボンド発行後、対象事業への充当資金については、東京都予算事務規則に基づき歳入予算を経理区分（款、項及び目、節）に応じて分類するなど、資金使途を明確にしながら管理を行う。さらに、東京ソーシャルボンドによる調達資金を充当した事業に係るものを含め、都の歳入歳出については、各会計年度の終了後に決算関係書類を調製し、監査委員の審査に付した後、その意見とともに議会の認定に付される。

(4) レポーティング

発行する東京ソーシャルボンドについて、原則として、次のとおり資金使途に関する情報を都のホームページにおいて公開する。

No.	内容	時期
1	フレームワーク	常時
2	対象事業の決定（別紙様式1） - 事業区分 - 充当事業 - 想定される効果 - 充当予定額（百万円）	発行前
3	対象事業への資金充当結果（別紙様式2） - 事業区分 - 充当事業 - 効果 - 充当額（百万円）	発行翌年度
4	対象事業の変更等、重要な事象が生じた場合にその内容	発生したとき

(案)

別紙様式 1
令和 X 年 X 月 X 日
財務局

令和 X 年度東京ソーシャルボンドに係る充当対象事業の決定について

令和 X 年度東京ソーシャルボンドについて、調達資金の充当対象事業を下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

事業区分	充当事業	想定される効果	充当予定額 (百万円)
総額			

以上

(案)

別紙様式 2
令和 X 年 X 月 X 日
財務局

令和 X 年度東京ソーシャルボンド対象事業への資金充当結果について

令和 X 年度東京ソーシャルボンドについて、下記のとおり調達資金の充当結果をお知らせいたします。

記

事業区分	充当事業	効果	充当額 (百万円)
総額			

以上